

## 県民活動支援事業助成金

### 募集案内 (追加募集)

当財団は、県民活動団体の皆さんの自主的・主体的な活動の支援を行っています。  
なお、令和3年度から、みなさんの取り組みへの支援を一層充実させるため、活動の成果により助成金が**2年連続して受けられるようになりました**。

#### 1 助成対象団体

県民活動(NPO 活動やボランティア活動など)を行うために、新たに立ち上げた団体やこれから新たに立ち上げる団体であって、継続的に活動を行う計画のある山口県内の団体

#### 2 助成対象となる活動

社会福祉、環境保全、スポーツ・文化、青少年の健全育成、まちづくり、地域の安心・安全など公益的な分野の活動 (裏面をごらんください)

【注】対象とならない活動: 営利活動、宗教活動、政治活動を目的としたもの

#### 3 助成事業の内容

(1) 助成金額 新規: 10万円以内、継続2年目: 5万円以内

(2) 助成率 助成対象経費の2分の1以内

(3) 助成件数 3件程度(今回は追加募集につき、新規申請のみ)

【参考】例年の4月募集は次のとおりです。

新規: 5件程度、継続2年目: 助成継続が適切な事業



4 募集期間 8月2日(月)から9月30日(木)まで(当日消印有効)

5 応募方法 所定の交付申請書を提出してください。  
交付要綱、申請書等はホームページからダウンロードしてください。

6 結果通知 10月に審査し、結果を通知します。

#### 問い合わせ先・申請先

一般財団法人山口県厳島会

〒753-8501 山口市滝町1-1 山口県庁 山口県政資料館内

TEL(083)933-2267 FAX(083)932-6858 E-Mail/info@yamaguchiitsukushimakai.or.jp

ホームページ/ <http://www.yamaguchiitsukushimakai.or.jp/>

山口県厳島会

検索

## 助成金活用事例

事業名	事業内容
発達障害のある子供の保護者等に対する研修講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育やデイサービス事業の専門家による研修会の開催</li> <li>・保護者や支援者の情報交換会の開催</li> <li>・就労施設見学会(年2回)の開催</li> </ul>
子どもの貧困対策	社会的養護を必要とする子ども達及び家庭に対して相談や支援を行う。 ①食事支援 子ども食堂の開催(月2回土曜日昼、2カ所) ②学習支援 学習習慣の定着と成績向上
不登校児の居場所づくり	不登校児及びその家庭が孤立しないように居場所を作る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの居場所の設置(毎月曜日10時～)</li> <li>・体験学習会(夏の海体験)の開催</li> </ul>
視覚障害者への図書等の音訳化	市報や雑誌・図書等の音訳を実施し、利用者に提供する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル録音機を活用し、音訳技術の向上を図る。</li> </ul>
紙芝居を活用した情報発信と地域文化の継承	紙芝居上演を通じて、地域資源の情報発信やおもてなしを実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の昔話や伝承を掘り起こし、地域文化を継承</li> <li>・観光イベントへの参加、福祉施設等への慰問、上演</li> </ul>
地域在住芸術家との協働によるアート展の開催	展示とワークショップが一体化した現代アート展を開催する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・現代アート作品の展示</li> <li>・公募した子ども達と作家が共同で絵を描くワークショップを開催</li> </ul>

## 助成対象経費

基本的な取扱いは次のとおりです。特別な事情がある場合には、個別にご相談ください。

経費区分	助成対象となる経費
①謝金	外部の講師、指導者、出演者等への謝礼(謝金の上限は10万円)
②旅費	外部の講師、指導者、出演者等への交通費実費及び宿泊費
③消耗品費	事業にかかる事務用品(用紙、文具、封筒、インクカートリッジ等)、材料代
④印刷製本費	事業にかかる資料・チラシ・ポスター等の印刷、看板・横断幕・パネル等の制作、広告掲載料等
⑤備品費	事業の執行に必要な機器・工具等の購入費(10万円以下の物品が対象) ※OA機器は対象外(パソコン、プリンター、プロジェクター等)
⑥通信運搬費	郵便代、メール便・宅配料等の送料、美術品や楽器・道具等の運搬費
⑦会議費	外部の講師、指導者、出演者等への昼食代(1,100円以内)、お茶代
⑧使用料等	会場使用料や冷暖房費、設備使用料(マイク等の備品)、器具装等の借料等
⑩その他	○会場設営・撤去費、大道具・小道具費、衣装費、デザイン料等 ○各種保険料や振込手数料等、財団が適切と認める経費